

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表(第一条関係)

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の九十五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百」とあるのは「百分の五十五、十二月に支給する場合には百分の</p>
--	---

4  
～  
6 (略)

(後略)

付  
則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

の六十」とする。  
4  
～  
6 (略)

(後略)

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表(第二条関係)

改正案

改正前

<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十</p>	<p>(前略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合には百分の九十五を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十」とする。</p>
---	--

七・五]とする。

4  
～  
6 (略)

(後略)

付  
則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

4  
～  
6 (略)

(後略)